

## 香港における問題点と要望

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	戦略物質申告手続にかかる時間	香港貿易工業局で戦略物質の事前物質区分申請に10日間以上かかる。また、申請書類一覧以外で毎回判別の際に追加要望書類があるため、書類を追加して再び申請することが多い。	判別時間の短縮とガイドラインの明確に改善要望。	香港法例第60G章(進出口(戦略物品)規例)
	日機輸	(2)	自由貿易協定適用条件	中国ASEAN自由貿易協定(ACFTA)に基づいて中国産品を輸出する際に、香港経由で中継輸送(港、空港を経由のみ)する場合に中国検験(香港)有限公司が発行した「未再加工証明」が必要となり、証明書取得の費用と時間を削減するために、香港経由以外の輸送ルートを使わざるを得ないケースがあり、輸送リードタイム、ロジコストでデメリット。	船荷証券もしくは航空運送状の内容で明らかにトランジットだけ(=未再加工)とわかるケースは、「未加工証明」を免除してほしい。	中華人民共和国税関輸出入貨物優遇原産地管理規定(中国税関総署2009年第181号令、2009年3月1日施行) 中国-ASEAN全面経済協力枠組協議貨物貿易協議第三地域中継輸入貨物の未再加工証明の提出検査に関する公告(税関総署2003年第78号、2003年12月29日施行)
16 雇用	建産協	(1)	建設外装工事の有技能作業員の不足・高齢化・労務単価上昇	香港特別行政区の人口構成(少子高齢化)と政府の中国本土を含む外国人建設労働者就労制限により、外装工事を含む全ての建設作業員、とりわけ有技能者不足が深刻化している。 - 香港にも「外国人労働者雇用許可制度(SLS)」はあるが、厳しい就労条件設定、諸手続きの煩雑さ、香港人建設労働者の英語コミュニケーション能力低下などが影響し、年間数百人程度の外国人就労ビザ発給しかないのが現状。特に、2012年以降の直近5年間の建設労働賃金は、香港の年間GDP、CPI上昇率を大きく上回る10%前後の上昇が続き、当社も外装取付工事業者への発注単価急騰と、それによる収益悪化に直面。 - 外装取付工事 有技能作業員平均人工費(当社実績ベース);2012年平均「HKD750」 2016年平均「HKD1200」2017年以降は、建設労働需要も若干沈静化が見込まれており、建設労務賃金の上昇率も鈍化する見込みだが、有技能者不足に関しては、今後更なる悪化が予想される。 - 現在の香港人口構成と若者の建設業離れの影響で、既に建設作業員の最多年齢層は50歳代に到達している。香港政府も建設業への新規入職者増加の為、2010年から「建設労働力強化訓練スキーム」を立上げ、建設業協議会(CIC)と香港開発局(DB)が技能訓練の実施と助成金の交付を行っているが、問題解決には至っていないのが現状である。 今後の当社の対応としては、作業員年齢が20歳代~40歳代で構成されている取付工事業者(数社)との連携を深め、互いの適正利益確保をベースとした共存共栄関係の更なる強化を主軸として進めていく事と考える。	今後、「外国人労働者雇用許可制度(SLS)」の改正等の際は、極力早めの情報開示をお願いしたい。	香港 外国人労働者雇用許可制度 (Supplementary Labour Scheme)

\* 経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17 知的財産制度運用	JEITA 日機輸	(1)	税関での水際取締り不足・不合理	<p>・差止時の真贋鑑定に際し鑑定者の出頭が必要だが、時には現場で判断不可能なものがあり持ち帰ってから二度手間で見逃すなど、スム－ズな鑑定ができない場合がある。</p> <p><b>(対応)</b></p> <p>・TRIPs 協定に係わる義務について 2000 年期限に先立ち、96 年末までに実施(97 年 4 月末現在未実施)。          ・香港は TRIPs レベルの権利行使を実施するため、以下の措置を実施。          1996 年 4 月 26 日著作権法、特許法、商標法の改正案が議会通過。          香港外で香港向け輸出用に、不正コピーを作成すること、香港外で不正コピー国内(香港)生産用の原盤を作成すること、香港外で香港向け輸出用コピー作成用の原盤を作成することは、全て犯罪となる。          税関当局は取り締まりの過程で得た情報を著作権者や他国の税関当局に公開する。          著作権者は税関当局に対し、不正コピーの疑いのある商品の輸入差し止めを請求できる。著作権者は抑留期間中に民事訴訟手続きを開始しなければならない。同様に、商標権者は商標法に基づいて、商標の不正使用の差し止めを請求できる。          商標の不正使用や、貿易目的で商標が不正使用された商品を供給又は所有することは、全て犯罪。          ・2003 年 11 月、映画及び音楽の不正コピーの並行輸入について刑事罰を規定する一方でコンピュータソフトウェアの並行輸入に対する民事及び刑事罰を削除する法令を制定するなど知財権保護対策から懸念となる面もある。          ・2003 年には、裁判所は、著作権及び商標権侵害について 1,870 件の有罪判決を下し、その大半は 6-12 ヶ月の実刑となった。          ・2004 年 7 月、香港税関は海賊版製造者の資産を凍結するため組織及び重大犯罪条例(OSCO)を初めて知財事案に適用した。          ・2004 年 9 月 1 日違法コピー店に対して厳しい措置を規定する著作権条例が発効した。          ・商務及経済発展局(C&amp;ED)によると、香港における模倣品・海賊版の差止総額は、2006 年 14.3 百万 HK ドル、2007 年(1 月～3 月)1.5 百万 HK ドルであった。また、海賊版光ディスクの小売店が 1998 年 1,000 店余りから、現在 40 店前後に減少している。          ・2009 年版不正貿易報告書は、我が国産業界から台湾を経由して中国の模倣品・海賊版が輸出される事例が報告されており、エンフォースメント等運用面での取り組みについて注視していく必要があるとしている。          ・『2012 年不正貿易報告書』は、香港の知的財産法制は、TRIPs 協定に整合的になるよう整備が完了しているとしている。</p> <p><b>(改善)</b></p> <p>・市場での模倣品の取締については、権利者からの要請により、市場での取り締まりに積極的に対応するケースも増えて来ている。</p>	<p>・権利者にとって負担が少ない、スムーズな鑑定を行うためのあるべき運用の検討。</p>	<p>・労働法 第 24 条、第 36 条</p>
	JEITA 日機輸	(2)	著名商標冒用商号の登記審査の不十分	<p>・世界的に著名な登録商標と同じまたは類似の商標を含む商号が多数、会社設立が容易な香港で登記されている。また、最近では中国大陸で登記される紛らわしい商号もある。これら著名商標冒用商号が中国大陸で生産・販売される商品や宣伝に利用される。</p> <p><b>(対応)</b></p> <p>・2005 年 10 月 4 日、日本の政府模倣品・海賊版対策窓口は、知的財産権の海外における侵害状況調査申立制度に基づき、香港における商号登記に関する案件につき、調査を行った結果、政府は、申立人の知的財産権保護に関し、香港特別行政区政府の対応に問題があると判断し、香港特別行政区政府に対し、二国間協議により問題の改善を要請することを決定したと発表した。          ・本件に続く日本政府は、香港側と 2005 年 11 月、2006 年 2 月、11 月、2007 年 7 月の 4 回にわたり、政府間協議を行った。          ・2008 年 4 月、香港政府は、2010 年会社法改正に盛り込むよう本問題への対応方針を発表した。          ・『2012 年不正貿易報告書』は、香港において我が国企業の著名商標等を冒用した商号を登記して悪用する事例が数多く発生しており、TRIPs 協定やパリ条約の趣旨からも改善が求められると記述している。</p>	<p>・著名商標等冒用商号の登記審査の厳格化。</p>	